

令和5年度～7年度「広報よこはま瀬谷区版」編集及びデザイン委託
プロポーザル実施要領

制定 令和4年10月14日

(趣旨)

第1条 この要領は、瀬谷区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱第8条第1項第4号の規定に基づき、「令和5年度～7年度「広報よこはま瀬谷区版」編集及びデザイン委託」をプロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続等を定めるもので、「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」(以下、実施要綱という)及び「横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準」に定めがあるもののほかは、この要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成し、提出するものとする。

- (1) 「広報よこはま瀬谷区版」課題作品
- (2) 課題作品作成に関する説明及びデザイン制作業務において主張したい事項等
- (3) 業務実績及び実施にあたっての組織・体制について

(評価)

第4条 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) デザイン性
- (2) 編集の的確性
- (3) 正確性
- (4) 欠損事項
- (5) 企業としての取組に関する加算

2 前項第1号から第5号までの評価を合わせ、一位の提案者を決定する。

3 前項において、一位の提案者が2者以上あった場合には、デザイン性の得点の高い者を一位の提案者として決定する。さらに、デザイン性の得点が同点であった場合には、編集的確性の得点の高い者を最高評価の業者として決定する。

4 各提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
- (2) 各委員による提案書の評価

- (3) 各委員の評価の集計
 - (4) 最高評価の業者の決定
 - (5) 瀬谷区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に対する評価の報告
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
- (1) 委員長 総務課長
 - (2) 副委員長 高齢・障害支援課長
 - (3) 委員 区政推進課長、地域振興課区民協働推進係長、福祉保健課担当係長、こども家庭支援課こども家庭係長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の6分の5の出席をもって成立する。

附則

この要領は、令和4年10月14日から施行する。